

確 認 書

関口明彦、桐原尚之、山田悠平、山本眞理、早坂智之および富岡太郎は、本日、以下のとおりの合意をしたことを確認する。

- 1 山本眞理は、関口明彦、桐原尚之および山田悠平が運営委員会の構成員になっている集団（以下「甲集団」）には加わらず、別の集団（以下「乙集団」）として活動することとする。
- 2 甲集団および乙集団はいずれも、2018年5月1日以降、全国「精神病」者集団の名称を自己の集団を称する名称として用いない。
- 3 山本眞理が保管している通帳の預金（以下「本件預金」）については、2018年4月末日までに、以下のとおりに分配する。
 - （1）関口明彦に対する賃料相当分として金60万円を支出することを認める。
 - （2）第4項に定める甲集団または乙集団の発行するニュースレターを受領するか否かの意思確認のための通信費を支出することを認める。
 - （3）本件預金から（1）および（2）を控除し、残額を2分して甲集団および乙集団に均等に配分する（以下「残額清算金」）。
 - （4）山本眞理は、本件預金の全額を弁護士池原毅和に預託し、弁護士池原

毅和は（３）の計算方法に従って各自の取得額を算出し、①乙集団に対する残額清算金を山本眞理に交付し、②関口明彦が取得すべき賃料および甲集団に対する残額清算金については、関口明彦の指定する方法に従って交付する。

- 4 山本眞理が保管している全国「精神病」者集団の会員名簿については、2018年4月末日までに、同人から弁護士池原毅和が開示を受け、会員名簿登載者らが、甲集団および乙集団がそれぞれ発行するニュースレターの受領を拒否するか否かを確認するために、受領を拒否する意思である場合は2018年5月末日までに弁護士池原毅和宛その旨、返信すべきことを求める書面を送付する。弁護士池原毅和は、山本眞理および関口明彦にその結果を報告する。
- 5 甲集団および乙集団は、本件について、この確認書に記載した内容および関口明彦、桐原尚之、山田悠平、山本眞理、早坂智之および富岡太郎、並びに、立会人およびコーディネータが参加した2018年3月30日の会議の録音データまたはその反訳以外を公表しない。
- 6 関口明彦、桐原尚之、山田悠平、山本眞理、早坂智之および富岡太郎は、上記の事項が甲集団および乙集団の故意又は過失によって履行されないときには、再度、同6名ならびに両集団が合意の上で推薦する第三者立会人2名

およびコーディネーター2名によって構成される会議体において合議して解決する。